

大阪・関西万博九州7県合同催事「長崎県ブース」展示・運営等業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

大阪・関西万博九州7県合同催事「長崎県ブース」展示・運営等業務

2 委託業務の目的

大阪・関西万博九州7県合同催事実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、令和7年に開催される大阪・関西万博（以下「万博」という。）に出展し、九州及び九州7県（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県）の魅力を発信することとしている。

本業務は、万博九州7県合同催事（以下「7県合同催事」という。）において、九州7県合同のブース等に合わせて「長崎県ブース」を設置し、国内外からの来場者に対し、本県の魅力を発信し、本県への誘客を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年11月28日（金）まで

4 出展概要

（1）期 間

令和7年9月2日（火）から9月6日（土）の5日間

※施行・準備日 9月2日（火）

撤去日 9月6日（土）

（2）時 間

出展時間は9月3日（水）～5日（金）の10時～20時

会場使用可能時間は9時から21時まで ※2日の施行開始時間は今後調整

（3）場 所

屋内展示場 EXPO メッセ「WASSE」North2,000 m²内「長崎県ブース（約90 m²）」

及び7県合同食 PR ブース・イベントスペース（別添「全体平面図案」参照）

（4）催事コンセプト

ア 7県合同催事

「九州の宝を世界へ ～Treasure Island・KYUSHU～」

イ 長崎県ブース

「ながおし | 美食と絶景の街、長崎。」

（参考）[長崎県「食」の魅力発信総合ポータルサイトながおし](#)

[【長崎県公式】ながおし | 長崎グルメ・絶景\(@nagaoshi_nagasaki\) • Instagram 写真と動画](#)

（5）出展内容

ア 長崎県ブースにおける長崎県の自然・食・文化等の PR

長崎県ブースにおいて、以下のコーナーを設け、本県の魅力を紹介する。

(ア) 観光コーナー

LED ビジョン（サイズ W4500mm×H2500mm 程度）を設置し、長崎県を訪問し
たくなるような動画等を作成の上、放映すること。

設置する LED ビジョンは、長崎県が用意するが、長崎県庁から会場までの往復の
運搬及び設営、LED ビジョンでの放映に必要な PC 及び Wi-Fi の手配は本委託業務
に含む。催事施設に常設のインターネット環境で対応できるか確認すること。

放映する動画には、県と協議の上、過去に県及び県内市町が作成した動画を活用す
ることもできる。また、アイキャッチ動画を作成するとともに、定期的に LED ビジ
ョンに映し出す画像の内容を変える等、来場者の目をひく工夫をすること。

(イ) 試飲・試食コーナー

来場者に県産品の試飲・試食を提供すること。なお、試飲・試食で提供する県産品
については、物販コーナーで購入できるようにすること。そのぎ茶の試飲は必ず行う
こと。当該コーナーにおいては、本県職員が対応することとするが、提供する県産品
の生産者等の手配が可能な場合は手配すること。

(ウ) 物販コーナー

県産品の紹介、販売を行うこと。

来場者の購買意欲を高め、視覚的に訴求力の高いディスプレイを行い、各商品の魅
力を最大限に引き出す「物販コーナー」を提案すること。

当該コーナーについては、ブース運営に必要なスタッフを配置すること。

(エ) 体験コーナー

地域の魅力に触れる体験プログラムの提供を行うこと。ものづくり体験の場合は短
時間でできる難易度が低めの体験とすること。

当該コーナーについては、体験プログラムの内容に応じて、必要なスタッフを配置
すること。

(オ) その他

ランタンやステンドグラス等、本県らしく魅力的な装飾を行うこと。また、必要に
応じて、本県らしいオブジェ等の設置を行うこと。

イ 7 県合同食 PR ブースにおける長崎県産品の PR

7 県合同食 PR ブースにおいて、同ブースのテーマに沿った県産食材を使った料理等
を提供し、本県の PR を行う。

なお、テーマは今後、実行委員会で決定することとしている。

料理等の調理や提供、販売に必要なスタッフを配置すること。

ウ 7 県合同イベントスペースにおける長崎県の PR

7 県合同イベントスペースにおいて、本県の伝統芸能等を披露し、本県の PR を行う。

来場者に喜んでいただけるイベントの内容を提案すること。出演者の手配を行うこと。

(6) 7 県合同催事の想定来場者数

1日（10時間）あたり約11,400名を想定

5 委託業務の内容

委託する業務の内容は、下記のとおりとする。なお、下記に記載のない事項については、本県と十分に協議、調整し、決定すること。

(1) 長崎県ブースの展示・運営等

上記4（5）に記載する出展内容に沿って、来場者が本県の魅力を最大限体験でき、本県ブースが際立つような展示や装飾、演出等の運営を行うこととし、展示・運営等にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 展示・運営等に要する一切の経費（人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費、賃借料、謝金、保険料等）は、受託者が負担すること。

イ 試飲・試食等を含む長崎県ブースの運営にあたって、必要な許認可等を得ること。また、特に衛生環境に関することについて十分留意するとともに、大阪市保健所及び会場衛生監視センターの指導に従うこと。

(2) 7県合同食 PR ブースの運営等

県産食材を使った料理等の調理・販売等を行うこと。なお、調理・販売等にあたっては、以下の項目についても対応すること。

ア 県産食材等の購入費を含む一切の経費（人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費、賃借料等）は、受託者が負担すること。

イ 実行委員会で準備する7県合同食 PR ブースの厨房設備（業務用電磁調理器、二槽シンク、業務用冷蔵庫、冷蔵コールドテーブル）以外に必要な調理器具等を手配すること。

ウ 7県合同食 PR ブースの営業許可は実行委員会で取得するが、その他必要な許認可等を得ること。

エ 衛生管理について十分留意するとともに、大阪市保健所及び会場衛生監視センターの指導に従うこと。

(3) 7県合同イベントスペースで実施するイベントの手配等

イベントの企画・手配・運営等を行うこと。なお、手配等にあたっては、以下の項目についても対応すること。

ア イベント出演者の出演料を含む一切の経費（人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費等）は、受託者が負担すること。

(4) 7県合同催事までの事前準備等

ア 実行委員会が求める項目の整理及び各種書類の作成

実行委員会は、公益社団法人 2025 日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）、EXPO メッセ「WASSE」管理者をはじめ関係機関、関係者との協議、調整、必要書類の提出を、九州7県の合同ブースだけでなく、各県ブースに関してもまとめて行う必要があるため、実行委員会が定める締切までに、以下の項目について整理し、必要な書類を作成すること。

- (ア) 必要な人員、資材、設備、物品等のリスト
- (イ) 必要な人員、資材、設備、物品等の配置計画
- (ウ) 設営及び撤去に係るスケジュール
- (エ) 給排水、給電に関すること
- (オ) 消防署、保健所、税務署への許可申請等に必要な事項
- (カ) その他設営、運営及び撤去に関すること
- (キ) 関係者名簿（運営スタッフ、本県職員、その他関係者等）
- (ク) 長崎県ブース運営計画（タイムスケジュール、運営体制、清掃計画、動線等）
- (ケ) 長崎県ブース内レイアウト

イ 展示・運営に必要な業務の実施

消防署・保健所・税務署等への許可等の申請手続き、必要な保険への加入・支払い等展示・運営に必要な業務を行うこと。

(5) 会場設営・撤去業務

会場の設営・撤去、リストや配置計画に基づく人員の確保、必要な資材・設備・物品等の調達・搬入出・保管・運搬・設置・調整・必要に応じた修理・返却、会場管理及びそれらに付随する業務を行うこと。

(6) 管理運営・警備・救護業務

来場者及び関係者（運営スタッフ、本県職員、その他関係者等）の安全確保を図るとともに、7県合同催事業務受託事業者と連携し、来場者の動線の確保、待機列の整理、各種トラブル対応、多言語対応やユニバーサル対応を行うなど、円滑な展示・運営を実現すること。

(7) 展示・運営の効果最大化に向けた提案

来場者が本県の魅力を最大限体験できるような演出、装飾、試飲・試食で提供する県産品、販売する県産品、体験コーナーの内容等について、具体的に提案すること。

協賛やスポンサー、事業協力等、民間事業者と連携することで、より催事の開催効果を高める方策があれば、積極的に提案すること。

(8) その他必要な業務

ア 業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。

イ 多言語の対応にあたっては、日本語と英語は必須とし、それ以外の言語についても必要に応じて対応を行うこと。

ウ 急激かつ偶発な外来の事故による傷害補償、機材・展示品への動産補償、会場施設の財物損壊補償、以上を補償する保険を付保した提案とすること。なお、補償額や補償内容は本県と協議の上、決定すること。

エ 受託者の責めに帰すべき事由により会場の汚損や損傷、第三者への損害が発生した場合は、受託者が弁償、賠償を行うこと。

オ 受託者が調達する人員については、現地までの交通手段の手配を行うとともに、現地で

の宿泊を要する者については、宿泊施設の手配を行うこと。なお、上記人員の交通費及び宿泊料については、委託料に含めるものとする。

カ (4)に記載のほか、7県合同催事業務受託事業者と連携を図り、業務を遂行すること。

キ 本業務に係る廃棄物については、適切に処理すること。

ク 業務の各段階において、業務の遂行について本県に随時報告を行い、確認を得ること。

ケ 業務を遂行する上で必要な資料等は、本県が提供するもの以外は受託者において入手すること。

コ 受託者が業務を遂行する上で実施した会議及び打合せの議事録を作成し、Word データで一週間以内に本県へメールで提出すること。

サ 催事中の会場の様子や運営状況を写真撮影し、記録しておくこと。

シ その他業務の準備・実施にあたって必要な業務は全て実施すること。

6 提出書類等

以下の書類を作成し、ながさきPR戦略課に紙媒体またはデータで提出すること。

(1) 実施体制図(提出期限:契約日から1週間以内)

(2) 長崎県ブース及び7県合同食PRブース・イベントスペースの準備、運営等において必要となる一切の書類、資料(本県から提出を求められた際に、直ちに提出すること。)

(3) 観光コーナーで放映するために作成した動画(完成後、直ちに提出)

(4) 事業報告書(提出期限:令和7年11月28日)

(5) 業務完了報告書(別紙1)(委託業務完了後、遅滞なく提出)

7 著作物の利用及び著作権

本契約により発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。)及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、長崎県に譲渡されるものとする。また、受注者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。本著作物の著作権は長崎県に帰属することとする。

8 再委託

受注者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 留意事項

(1) 委託業務の実施にあたっては、関係法令等のほか、博覧会協会が提示する利用ガイド、各種ガイドライン等のルールを遵守すること。なお、調理にあたっては、会場内での火器(裸火、火薬、煙類)の使用が禁止されているため、加熱の際には電磁調理器等を使用すること。

(2) 展示内容や構成を検討する際には、博覧会協会が提示する利用ガイドの内容を十分に考慮し、「持続可能性(SDGs)」に配慮したものとすること。

- (3) 資材や設備・物品等の調達に当たっては、次の内容に従うこと。
- ア 博覧会協会が発出する持続可能性に配慮した調達コード（以下「調達コード」という。）を熟読の上、遵守すること。
 - イ 博覧会協会による調達コードの遵守状況の確認・モニタリングに協力すること。
 - ウ 博覧会協会の指定する第三者による監査を受け入れること。
 - エ 受託者において調達コードの重大な不遵守があるにも関わらず、適切に改善に取り組んでいないと認められる場合、本県は契約を解除できること。
- (4) 委託業務により知り得た業務上の秘密は、契約期間に関わらず第三者に漏らしてはならない。とくに、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (5) 受託者は、成果品に使用する全てのものについて必ず著作権等の了承を得て利用すること。第三者の著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (6) 委託業務の実施にあたっては、随時、本県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。

10 その他

(1) 催事の中止等の場合の委託料について

天災その他経済情勢の激変等により、万博もしくは万博会場で実行委員会が実施する催事が中止となった場合や業務の完了に影響が出た場合は、業務が完了した部分の経費を上限（ただし、契約額以内で、本県が適切と認める範囲に限る。）に委託料を支払うものとする。

(2) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、本県との協議により解決するものとする。

※本仕様書において定める要件については、公募時点の想定であり、契約予定事業者決定後、速やかに協議を行い、仕様書を確定させるものとする。

(別紙1)

業務完了報告書

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名

下記のとおり委託業務が完了しましたので、委託契約書第2条第1項に基づき報告します。

記

- 1 業 務 名
- 2 契約年月日
- 3 委 託 期 間
- 4 完了年月日